

第65回（平成30年6月1日）

○的井総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、大滝委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第65回個人情報保護委員会を開会いたします。

議題1、生産性向上特別措置法施行規則（案）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 「（1）生産性向上特別措置法施行規則（案）について」、資料1-1に沿って説明させていただきます。

まず、「1. 概要」につきまして、この度、我が国産業の更なる生産性向上を図るため、生産性向上特別措置法及び産業競争力強化法等の改正により、①データを共有・連携する革新的データ産業活用、②プロジェクト型「規制のサンドボックス」等の措置が、3年間の時限的に講じられることとなりました。本法律は、5月16日に参院本会議で可決・成立しており、5月23日に公布されております。

この法律において、申請等に係る具体的な手続等は、施行規則、主務省令において定められ、関係省庁や関係機関の連名により制定することとなっております。そして、当委員会も、一主務大臣として、堀部委員長が連名に加わることとなります。施行規則案につきましては、資料1-2を御参照ください。1頁目におきまして、堀部委員長のお名前が記載されております。

この施行規則案において、「2. 当委員会に関係する主な事項」としては、（1）革新的データ産業活用計画の認定の申請と、（2）同計画の認定に係る期限・公表に関する事項の2点がございます。

1点目としまして、革新的データ産業活用計画の認定を受けようとする事業者が提出する申請書の記載内容は、資料1-3の様式第十九で定められております。

具体的には、「革新的データ産業活用において用いられる個人データの有無」、「主たる目的として活用する個人データの内容及びその取扱いの方法」、「個人情報保護法及び関連法令等の遵守並びにそれを担保する方法」などとなっております。申請書において、政令で定める事項、即ち、保有個人データを用いる場合と、オプトアウト手続により第三者提供を行う場合には、申請内容について、当委員会に協議することが義務付けられております。

次に2点目としまして、主務大臣は革新的データ産業活用計画の提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者に認定書を交付することとされております。ただし、当委員会に協議を行う場合には、一月以内という期限の設定はされません。また、主務大臣が、計画の認定、変更をしたときは、「認定の日付」、「認定革新的データ産業活用事業者の名称」、「認定革新的データ産業活用計画の概要」、「個人情報保護委員会に協議をした場合にあっては、当該協議の概要」を公表することが定められております。

「3. 今後のスケジュール」につきまして、政令については、本日閣議決定がなされ、6月5日に公布を予定しており、本法律の施行は、6月6日を予定しております。

私の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

特に御発言がありませんので、原案のとおり決定し、今後、必要な手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり決定することとし、必要な手続を進めることといたします。どうもありがとうございます。

次に、議題「(2) 官民データ活用推進基本計画(案)について」を、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料2に基づきまして、「(2) 官民データ活用推進基本計画(案)について」を御説明申し上げます。

官民データ活用推進基本計画(案)は、ITやデータ利活用の分野で、政府として重点的に講ずるべき施策を取りまとめた計画でございます。平成28年に成立した官民データ活用推進基本法において閣議の決定を求めなければならないとされております。

昨年度に基本計画が閣議決定されておりますが、今年度も改めて取りまとめる運びとなっているものでございます。

官民データ活用推進基本法において、こちらの計画案を作成する場合に個人情報保護委員会の意見を聴くことが定められております。

今年度の基本計画の内容につきましては、資料2-1の3の記載のとおり、昨年度の基本計画の内容を踏襲したものとなっており、各府省の施策として、情報銀行やデータ活用ビジネスといった分野を今後推進することが記載されております。

「4. 今後の見通し」について、基本計画は6月上旬にIT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議で決定を経た上で、閣議決定される予定でございます。

基本計画案に対して、個人情報保護委員会として発出する意見案は資料2-2のとおりです。

基本計画案は別紙のとおりでございますけれども、個人情報保護委員会の施策と連携し、個人情報保護法の規定に則った個人情報等の適正な取扱いが確保されるよう留意しながら進めていくことや、個人情報の保護を図りつつ、国際的なデータ流通が円滑に行われるために、個人情報保護委員会による国際協力の取組との連携を図ることが定められておりまして、内容については問題ないものと考えております。

また、計画に定められた内容に則しまして、今後、各省が具体的に取組を進めていくこととなりますので、資料2-2の意見(案)2(1)のとおり、個人情報保護法の規定に

従い、個人情報等の適正な取扱いが確保されるようにすること及び2（2）のとおり当委員会による個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策と十分に連携することに留意することとして、意見を発出することを考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

特に御発言がありませんので、原案のとおり決定し、今後、必要な手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 御異議がありませんので、原案のとおり決定することとし、必要な手続を進めることといたします。ありがとうございました。

次に、議題3、個人情報保護法に基づく権限の委任について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 「（3）個人情報保護法に基づく権限の委任について」を説明申し上げます。

個人情報保護法では、個人情報保護委員会は、政令で定める一定の事情がある場合などに、法第40条第1項の規定に基づきまして「権限（報告徴収及び立入検査の権限）を事業所管大臣に委任することができる」とされております。

その際、権限の委任を受けた事業所管大臣は、権限を行使した際には、その結果について個人情報保護委員会に報告するほか、その報告については、個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに行うものとされております。

こちらは昨年5月の改正個人情報保護法の全面施行の際に、各事業所管大臣と調整させていただきまして、権限委任しているところですが、今年の6月15日に、民泊サービスに関して、住宅宿泊事業法が施行される見込みであることを踏まえまして、新たに国土交通大臣に対し、住宅宿泊管理業について権限を委任することを考えているところでございます。

具体的には、住宅宿泊事業法で、家主、大家さんが実際に宿泊サービスを提供する住宅に居住していない場合に管理を代行する事業者と定められている「住宅宿泊管理業者」につきまして、個人情報保護法第44条第1項の規定に基づきまして、委任の期間を平成30年度末までとして、第44条第2項の規定に基づく報告の期間を一月として、権限を委任することを考えているところでございます。

権限委任の具体的な要件は個人情報保護法施行令で定められておりますけれども、その第12条第2号にありますとおり、「効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること」に該当することとされております。

また、住宅宿泊管理業者は、マンション管理業や宅地建物取引業を営む者が登録申請することが主に想定されており、こういった業につきましては、既に国土交通大臣に権限が

包括的に委任されておりますので、一体的な監督の実施を行うためには、住宅宿泊管理業についても同様に包括的な委任を行うことが望ましいのではないかと考えております。

資料3-2にあるとおり、国土交通大臣に対し住宅宿泊管理業について権限を委任する通知を発出し、しかるべき手続を進めることを考えているところでございます。

その際に、個人情報保護法では、各行政機関の長は「相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない」とされていることを踏まえまして、当委員会と事業所管大臣の間で漏えい事案が発生した場合や、権限行使に係る具体的な案件が生じる場合の情報共有等につきまして、連携させていただければと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

特に御発言がありませんので、原案のとおり決定し、今後、事業所管大臣への所要の手続を進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 御異議がないようですので、原案のとおり決定します。

事務局としては、必要な手続を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、議題4、日EU間の個人データ移転についての報告を、其田事務局長から申し上げます。

○其田事務局長 昨日、熊澤委員と欧州委員会のヨウロバー委員で面談を行っていただきました。この中で、これまでの両事務当局の作業の進捗を確認していただきました。

また、これまでゴールとして目指してまいりました、EUから日本に対する十分性認定、日本からEUに対する指定を行うということで合意を頂きました。お手元の資料4に共同ステートメントを配らせていただいております。

今後でございますけれども、当委員会といたしましては、指定に係る作業を早急に進めてまいりたいと思っております。

欧州側は、7月初旬の閣僚会議にこれを諮ると聞いております。

また、これが発効するまでには、欧州側の手続として2～3カ月かかるというお話を伺っております。

以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ヨウロバー委員と会談をされました熊澤委員からも一言申し上げます。

○熊澤委員 EUとの対話は一昨年来60回にも及んでおりまして、交渉チームは対話のための準備の時間を含めると数百時間を費やしてきました。

今回の会談での合意は、ひとえに交渉チームの尽力の賜物であったと思っております。

まだ必要な事務作業は残っておりますが、引き続き、精力的に取り組んでいきたいと考

えております。

今回の会談では、相互認証実現後においても、データ保護機関を含め、欧州委員会との連携を図っていくことについても確認し、共同プレス・ステートメントにも盛り込むことができたことは、大変意義があることだと思っております。

以上です。

○堀部委員長 何か御質問等がありますか。

ただいま熊澤委員の発言にありましたように、関係者の長期にわたる御尽力によりここまで来たということで、大変うれしく思いました。

もう少し時間はかかりますけれども、取りまとめに向けて引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○堀部委員長 本日の議題は以上です。本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表、報告したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 わかりました。

それでは、本日の会議を閉会いたします。

今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、6月29日金曜日の14時30分から開催の予定でございます。

本日の資料は、ただいまの御決定どおりに取扱いをさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。